

子どもたちを性犯罪被害から守るために 立憲民主党の基本的考え方（中間報告）

立憲民主党子ども・子育てPT座長 大西健介

性犯罪被害から子どもを守る

児童生徒に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員は、令和元年度だけで126名います。現在の制度では、懲戒免職処分を受けて教員免許状が失効した教員も、3年経過すれば免許を再取得して、教壇に復帰することができ、過去の免職を隠して他の都道府県で採用された例もあります。

わいせつ行為をした教員の免許の再取得の規制については、他の職種や「刑の消滅」との均衡や、憲法第22条の「職業選択の自由」に抵触するのでは、などの懸念も挙げられています。現状は、「官報情報検索ツール」の検索期間を40年にすることにより、過去の懲戒免職処分による免許状失効歴を参照できるように変更しましたが、免許を授与する段階で対策を行うことが必要です。

また、学校だけではなく、保育所や幼稚園、ベビーシッター、学童保育など、子どもたちが長時間過ごす場における性犯罪被害を防止する方策についても、検討が必要です。これらの場所は、子どもたちにとって安心して安全に過ごせる場でなければなりません。

立憲民主党は、子どもの権利条約の理念にのっとり、子どもたちの保護、安全を第一にする仕組みとして、子どもに対するわいせつ行為を行った教員及び保育士等を原則として二度と子どもに関わる職種につかせないよう、次のように考え方を中間的に整理しました。

立憲民主党の基本的考え方

- 1.学校教員だけでなく、保育士、ベビーシッター、幼保連携型認定こども園、各種学校や塾などの講師等、子どもに関わるすべての職種を対象として対策を行う。
- 2.再犯防止の観点から、過去に子どもに対するわいせつ行為をした者を、原則として二度と子どもに関わる職につかせないようにする。

子どもたちを性犯罪被害から守るための具体的方策

1.教育職員免許法、児童福祉法の改正による資格保有者に対する欠格事由の厳格化と、 わいせつ教員・保育士への免許再交付の原則禁止

<欠格事由の厳格化>

(1)「わいせつ行為」等(※1)で禁錮以上の刑に処せられた場合の欠格期間を 10 年とする。

(現行では教員は 10 年、保育士は 2 年) ※禁錮以上の刑の消滅は執行終了後 10 年

(2)「わいせつ行為」等(※1)の一定の罪で罰金刑に処せられた場合の欠格期間を 5 年とする。

(現行では教員は欠格事由なし、保育士は一定の罪で 2 年) ※罰金の刑の消滅は 5 年

(3)「わいせつ行為」等(※1)による免許の失効等・取消し後の欠格期間を 5 年とする。

(現行では教員は 3 年、保育士は 2 年)

※1 対象行為については今後検討

<免許再交付の原則禁止>

(4)現在は、基本的に上記(1)～(3)の期限が過ぎれば免許の再交付を受けられる点について、授与権者等に裁量を与え、第三者機関に諮問した上で、「わいせつ行為」をおこなったことのある者に対して免許を与えないことを可能とする。

(5)民間人校長など免許不要な管理職教員については、免許が必要な教職員に準じて対策を行う。

なお、残る課題として、新規採用者のチェックが困難なこと、部活動の外部コーチなど学校や保育現場にいる免許保有者以外に対しては適用されないことなどがある。また、依願退職のしやすい私立学校において、わいせつ行為の発覚後、懲戒解雇となる前に自主退職した場合には免許が失効しないことへの対応についても対策が必要である。加えて、学校で教員をすることができなくなった者が、塾等で採用される懸念についても対策が必要である。

2.「日本版 DBS (※2) 制度」で不適格者を審査

国が指定する子どもと過ごす時間の長い職種（学校教員、保育士・幼稚園教諭、ベビーシッター、塾などの講師等）に対しては、「子ども家庭庁」（仮称）などの機関が、「日本版 DBS 制度」により子どもへの性犯罪歴等の情報管理を行い、不適格者でないことを証明した上で人を採用するよう求める新たな制度を検討する。

※2 DBS = Disclosure and Barring Service イギリス政府による「犯罪証明管理・発行システム」

3.未然防止と被害者のための緊急対策

- (1)空き教室等、学校内等での死角をなくすための人的配置等の推進
- (2)被害の拡大防止や被害の未然防止のための、子どもが相談しやすい体制の強化
- (3)「ワンストップ支援センター」など、被害にあった子どもや家庭への支援体制強化
- (4)加害者に対する性犯罪更生プログラムの強化
- (5)わいせつ行為を認知できるようになるための、子どもへの教育の推進
- (6)性犯罪防止に向けた学校体制を確立するための教職員に対する研修の強化

4.その他

- ・子どもに対する犯罪の厳罰化と時効の廃止についての検討を行う。
- ・ベビーシッターによる乳児虐待や、特別支援学校教員による知的障がい児への性的虐待などの事案が相次いでいることを踏まえ、児童虐待防止法を含む法整備を検討する。